

公益社団法人日本造園学会 関東支部運営規則

第1条（名称）

この支部は公益社団法人日本造園学会関東支部（以下「支部」という。）という。

第2条（構成）

この支部は公益社団法人日本造園学会（以下「学会」という）の、学会運営に関する規定（以下「学会運営規程」という）第11条および同第17条の規定に基づいて構成する。

第3条（事務局）

この支部の事務局は東京農業大学地域環境科学部造園科学科内におく。

第4条（目的・事業）

この支部は、学会の支部規程（以下「支部規程」という）第2条に規定する目的及び事業に準じて事業を行う。

第5条（部会）

第4条の事業を行うにあたり、各種部会を設置することができる。

第6条（支部運営委員会の構成）

支部運営委員会は、支部規程第6条の規定に基づいて構成し、構成員は次の通りとする。

支部長	1名
副支部長	若干名
会計担当委員	1名
委員	30名以内

- 2 支部長は支部規程第4条第2項および同第8条第1項の規定に基づいて選任する。
- 3 支部長は、学術、行政、民間の分野の均衡を考慮して副支部長を選任する。
- 4 支部長は、原則として支部に属する会員への公募を行い、かつ学術、行政、民間の分野の均衡を考慮して委員を選任する。

- 5 支部運営委員の職務は支部規程第9条の規定に基づく。
- 6 支部運営委員会の構成員の任期は支部規程第10条の規定に基づく。
- 7 支部運営委員会の議事は出席者の過半数をもっておこなう。

第7条（支部総会）

支部総会は支部規程第3条の支部規程に基づいて構成する。

- 2 支部総会は支部規程第4条に規定されている事項について決議する。
- 3 支部総会は支部規程第5条の規定に基づいて開催する。

第8条（経費）

この支部は学会本部経費（支部活動費）、支部大会参加費、その他により運営する。

- 2 支部活動における旅費については、学会旅費規定に基づき支給する。

第9条（補則）

この規則で特に明示していない事項は学会の定款、学会運営規定、支部規程に準拠する。

附 則

この支部運営規則は平成25年4月25日から実施する。

以上